

陳 情	受 理 番 号	146	受 理 年 月 日	令和6年4月12日	付 託 委員会	都市建設 環 境
件 名	那覇市営住宅の給湯器設置義務化について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いたします。

件 名 那覇市営住宅の給湯器設置義務化について (陳情)

陳情の趣旨

銘苅、壺川、若狭の市営住宅に設置されていない給湯器の設置義務化をして下さい。

陳情の理由

一般的に給湯器が設置されていない賃貸住宅はありません。建設当時に設置義務がなかったとの理由で、一部の市営住宅のみ設置しないまま運用することは行政の不作為であり合理的理由になりません。市営住宅は収入等により住宅困窮者に提供するものだから、退去後にほぼ不要になる給湯器を入居者に負担させるべきではない。

備考 原状回復を理由に退去者が不要であっても給湯器を取り外して撤去しなければならない。

提言として、設置がない空室には設置し現在入居している者が退去時に不要ならば市が買い上げる。設置義務化した場合に費用の家賃転嫁は極力控えること。